

# 社会福祉法人県央福祉会 一般事業主行動計画書

社会福祉法人県央福祉会のすべての職員がその能力を十分発揮できるような雇用環境を整備するとともに、次世代育成支援について地域に貢献できる事業所になるため、次のように行動計画を策定します。

1、計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

## 2、内 容

目 標 1 育児休業制度の周知と取得を推進します。

《対策》

・令和5年4月～

制度に関するパンフレット等を作成、配布し、職員に周知します。

管理職を対象として、育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行います。

男性職員の育休取得を促進するため（取得率10%以上）、管理職が対象者を把握した場合は、個別に制度の説明をします。

目 標 2 管理職に占める女性割合を40%以上にします。

《対策》

・令和5年4月～

社員一人一人のキャリアプランを本人と上司で作成し、中長期的な視点での育成をしていきます。

定期的に仕事についての意識調査を行い、調査結果に基づく改善案を検討します。

目 標 3 有給休暇の取得日数アップを目指します。

《対策》

・令和5年4月～

職員の年次有給休暇取得について年平均10日の取得を目指します。

各事業所において職員の年次有給休暇の取得計画を作成します。

目 標 4 職員の月平均残業時間を 10 時間以内にします。

《対策》

・令和5年4月～

業務量が平準化するよう適正な職員数を配置します。

各事業所の平均残業時間を毎月集計し、業務効率化にむけての計画を策定します。

業務効率化への優れた取り組みを、好事例として法人内に展開します。

目 標 5 職場のハラスメントの防止に努めます。

《対策》

・令和5年4月～

ハラスメント規定やマニュアルを浸透させ、ハラスメントの防止に努めます。

ハラスメント相談窓口の活用を職員に促します。

目 標 6 看護休暇制度の周知と取得を推進します。

《対策》

・令和5年4月～

制度に関するパンフレット等を作成、配布し、職員に周知します。

子の対象年齢の拡大等についてアンケートを実施し制度の柔軟な運用を検討します。

以上の目標は、職員の福利厚生会と密接な関係があるため、連携を図りながら目標達成に向けて努力していきたいと思います。

制定 平成17年（2005年）4月1日

改正 平成20年（2008年）4月1日

平成23年（2011年）4月1日

平成26年（2014年）4月1日

平成29年（2017年）4月1日

平成31年（2019年）4月1日

令和 2年（2020年）4月1日

令和 5年（2023年）4月1日